

「九条俳句」市民応援団



「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！ 実行委員会ニュースレター

2017/10/19

〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里 1-5-19-206 武内 気付
TEL 090-2173-2591 FAX 048-824-5626 MAIL contact@9jo-haiku.com

号外

「九条俳句」市民応援団 検索
URL <http://9jo-haiku.com>

違法・不公正と認定！「九条俳句」判決

私たちは10月13日、発生から3年4か月、提訴から2年4か月、勝訴判決をかちとりました。司法は行政の「違法・不公正」を認め、原告へ賠償命令をくだしました。さあ、これで俳句の公民館だよりへの掲載や今後の行政のあり方改善などの「現場解決」をすすめます。次のステージをみなさんと共に。更なる支援、ご協力をお願いします。



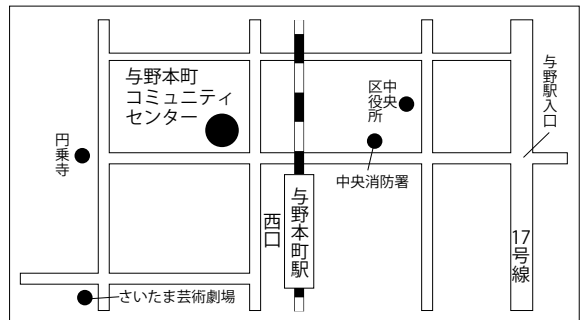
10月24日(火) 18:30 「九条俳句」判決報告会

司法、俳句不掲載の違法・不公正を認める

10月24日(火) 18:15 受付 18:30 開会 与野本町コミセン小ホール 参加費 500円

- ★経過報告(主催者・弁護団)★原告作者から
- ★「判決の意義」識者・研究者から
- ★各地区の闘い/会場から
 - ※「各界人からのメッセージ」
 - ※判決文1部100円

与野本町コミュニティセンター 小ホール
さいたま市中央区本町東3-5-43 TEL 048-853-7232



言論の自由、表現の自由の保障こそ社会教育の要

佐藤一子（「九条俳句」市民応援団）

九条俳句不掲載は違法と明記した判決がだされました。三橋公民館だよりへの俳句掲載を求めて提訴し、2年4カ月の間、原告を中心に弁護士、応援団、学会等4団体連絡会議が共に協力し、主張してきたことが一部認められたことは大きな意義があります。多くのメディアが「違法を認め損害賠償を命じた」という見出しで記事を掲載しま

した。このことは、言論の自由、表現の自由を規制する風潮が強まっている現代社会において、この判決がひとつの歯止めになると広くとらえられたいと思います。俳句不掲載としたことは、「正当な理由があった」ということはできず」と述べた判決によって、自治体は法的根拠にもとづき判断する責任があるというあたりまえのことが、

あらためて確認されました。そして社会教育法23条は不掲載の理由にならないと明言したことも重要な点です。原告側主張の根幹である学習権、表現の自由には踏み込んでいないのですが、さいたま市は市民、学習者がみずから提訴した訴訟であることとを重く受け止め、すみやかに俳句を掲載すべきです。

2017年10月16日
さいたま市 市長 清水 勇人 様
さいたま市 教育長 細田真由美 様

申し入れ書

原告 九条俳句訴訟
九条俳句訴訟弁護団
九条俳句市民応援団
被告 〇〇〇〇
団長 佐々木新一
代表 武内 曉

去る10月13日さいたま地方裁判所第6民事部大野和明裁判長は「九条俳句不掲載損害賠償等請求訴訟」の判決を下した。

判決文はさいたま市に対して、大宮三橋公民館だよりへの「九条俳句」不掲載は、「不正な取り扱い」で「違法である」として、原告側への精神的苦痛を認め、損害賠償を命じたものである。

私たちはこの司法判決に基づき、さいたま市はその様な違法、不正を行った責任を認め、この不法状態を早急に解決すべく、その原状回復と今後の市の社会教育運営、公務員のあり方等、について改善処置を行うべきであると考える。

それゆえここに下記3点を申し入れ回答を求めます。

- 「九条俳句」不掲載は違法と判決がくだされたのであるから、その違法状態を速やかに解決するために、「九条俳句」をすみやかに公民館だよりに掲載すること。
- さいたま市は再度このような不正な取り扱いや違法行為が行われないよう、公民館など社会教育施設、職員の方などについて具体的な改善を行うこと。
- 上記申し入れについて10月23日までに私たちと話し合いを持ち早急な解決を計ること

以上

連絡先 〒338-0011 さいたま市中央区新中里1-5-19-206
九条俳句市民応援団 武内 曉 携帯 090-2173-2591 FAX 048-824-5626

10月16日、さいたま地裁判決を受け、俳句の掲載、具体的な再発防止策の明示、私たちとの話し合いの場を設けることの三点を求めて申し入れ書をさいたま市に提出しました。

2017・10・17

社説

「梅雨空に「九条守れ」の女性デモ」。さいたま市の女性が訴えた俳句をめぐる公民館の月報に掲載を拒否したのは違法との判決が出た。憲法論議が大テーマの時代こそ市民の言論を守らねば。

9条俳句訴訟

俳句サークルは約千人。会員の投票で「秀句」を選び、公民館の月報に掲載するのが慣例だった。ところが二〇一四年、「梅雨空に「九条守れ」」が選ばれ、公民館側は不掲載とした。ちょうど集団的自衛権の問題が大きな政治課題となっていた時期だ。公民館側はサークル側に公平・中立の立場から掲載は好ましくないと説明した。

この問題に関係した公民館職員はいずれも元教員である。さいたま地裁は次のように述べた。

《教育現場において、国旗国歌に関する議論、憲法に関する意見の対立を目的に、排斥しており、一種の「憲法アレルギー

市民の言論を守りたい

い」と厳しく突いている。仮に「護憲不可」が不文律の状態だったならば、まるで検閲同然ではなからうか。判決は「これを掲載しないことが、逆に公民館の中立性や公平性、公正性に反する可能性がある」との議論はなかった」と書いている。

判決はこう述べている。

《思想や信条を理由として、俳句を掲載しないという行為は、

俳句掲載拒否 事なかれの先にある闇

自治体はびろびろする事なかれ主義と、見当違いの中立・愚守に警鐘を鳴らす判決だ。

「梅雨空に「九条守れ」の女性デモ」。さいたま市の俳句を地元の公民館だよりに掲載を拒んだ問題で、さいたま地裁は、作者の女性に慰謝料を支払えよ、市に命じた。

公民館側は、女性が参加するサークルで秀句を選ばれた秀句を掲載して来た。だが「梅雨空に「九条守れ」」の秀句が選ばれたにもかかわらず、「公民館は公平中立であるべきだ」との理由で拒否した。公民館側は、それまでのいきさつから、女性が掲載を期待したの自由を当然と判断、思想・表現の自由の観点から拒否した。この期待は守られなければならないのに、公民館職員は十分な検討をせず、正当な理由がないまま拒否したと結論づけた。

「公平中立をめぐっても、作者名が明かされるのだから、行政の中立性が害されることはなく、むしろ掲載しないことが行政の信頼を傷ついている。注目すべきは、公民館側がこうした無例の措置をとった原因として、判決が二種の「憲法アレルギー」のような状態を指摘していることだ。

一つは「憲法は、基本的人権の保障を目的とするが、教育関係者で、学校現場での丸・君が代を定める対立を直接に直面してきた。その経験から、いささか憲法を恐るるの心算だ」とある。苦情や抗議を招きやすい側面を憲法はもたない。このように憲法がかわる政治的問題とはかかわりを持たず、事前に抑えようとする「憲法アレルギー」が、公民館職員を、公の施設や空間を管理する側をおお

2017年10月17日 朝日新聞社説

「九条俳句」違憲国賠訴訟を市民の手で！実行委員会

(通称「九条俳句」市民応援団)

武内 曉 (090-2173-2591) 前島英男 (090-1668-6232)
佐藤一子、嶋田耕作 (080-1328-3014) 石垣敬夫 (090-4373-0937)
〒338-0011 埼玉県さいたま市中央区新中里1-5-19-206 武内 暁付
URL <http://9jo-haiku.com> MAIL contact@9jo-haiku.com